



関東支部ニュース No.1 (2012年度)

関東支部事務局(2011年度のみ)
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-2
横浜国立大学教育人間科学部
松葉口玲子研究室 内
TEL/FAX 045-339-3463

2012年度関東支部シンポジウム・総会のお知らせ

下記の通り開催いたします。ぜひご出席ください。

場 所 城西国際大学 紀尾井町キャンパス 301教室 (千代田区紀尾井町 3-26)
日 時 2011年12月3日(土) 14時00分～17時20分
シンポジウム: 14時00分～16時30分 (詳細については下記参照)
支 部 総 会 : 16時40分～17時20分
(但し、役員の方々は、関東支部役員会 12:45～13:40 へのご出席お願いいたします。)

<シンポジウム> 「消費者教育推進法案」への期待と課題

- 13時45分 受付開始
- 14時00分～14時05分 開 会
- 14時05分～15時20分 『『消費者教育推進法案』への期待と課題』
— 環境教育、食育との比較も含めて —
講師: NHK解説委員 今井 純子 氏
- 15時30分～16時00分 『『消費者教育推進法案』へのコメント』
西村 隆男氏 (横浜国立大学教授・学会長)
鶴田 敦子氏 (聖心女子大学教授)
- 16時00分～16時25分 参加者との意見交換
- 16時25分～16時30分 閉 会



- ・地下鉄有楽町線 麹町駅1番出口より徒歩3分
- ・南北線・半蔵門線「永田町駅」より徒歩5分
- ・半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩8分
- ・丸の内線・銀座線 赤坂見附駅弁慶口より徒歩8分
- ・JR中央線・総武線 四ツ谷駅より徒歩10分

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jace/>

第二次消費者委員会の発足について（日本女子大学・細川幸一）

消費者庁とともに発足した消費者委員会の任期は法律で2年と定められております。本年8月31日で2年となり、9月1日に第二次消費者委員会が発足しました。第一次の委員のうち2名のみが再任、1名は途中から就任したので残任となり、7名は再任されませんでした。そこで、7名が新任として内閣総理大臣の任命を受け、その1人となりました。就任前日の8月31日になってはじめて他の委員を知らされるという政府の秘密主義の中での就任となりました。そのために事前の打ち合わせもできず、委員会の下に設置されていた部会や専門調査会などもすべていったん終了し、新たに人選から始められていることもあり、9月1日の発足以降の活動の出遅れ感は否めません。

現消費者委員会は自民党の消費者庁構想のなかでの15名程度の非常勤委員による審議会構想と民主党の5名程度の専従の委員からなる消費者権利院構想のなかを取り、10名の非常勤委員（数名については常勤的委員とするとされていますが、現実には何の違ひもありません）で構成することになりました。しかし、それぞれ多忙な方が就任しているので、こうした合議体が総理大臣に対する建議の権限まで行使する責任を果たすことは容易ではないと感じています。第一次委員会の委員の方はさぞ苦勞されたことと思います。目新しさもあって、消費者委員会設立当時は委員会の動向がマスコミで報じられることもありましたが、最近、国民・消費者の関心も薄れているように思います。官僚のなかにも消費者委員会は消費者庁の中の審議会と思っている人も多いようです。こうした状況のなかで第二次消費者委員会が消費者の目線に立って果敢に問題提起し、政府のさらなる施策を促していくことで広く国民・消費者に関心を持ってもらい、それがさらに消費者委員会の原動力となるよう努力するしかありません。

第二次消費者委員会では互選により河上正二委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）が委員長に選ばれました。私は互選にあたって、「委員長にはホット心とクールな頭脳を持った人がふさわしい」と発言し、河上委員を委員長に推薦いたしました。その河上委員長が2011年10月6日にはじめての記者会見を行い、そのなかで、下記の発言がありました（抜粋）。

「現実が発生した問題に対して的確に対処していくことも勿論大事なことですけれども、委員会としては『これからの消費者市民』といえますか、将来消費者になっていく子どもたちに対する教育の部分、いわゆる消費者教育の問題についても強い関心を持っております。今日も実はヒアリングの中でその問題が出てきましたけれども、これまでも何度も同じようなことが問題になっては、なかなか前に進んでいないということがありまして、具体的な今後のプロセスに対して、消費者委員会として何ができるのだろうかということも積極的に考えていきたいと思っております。」（細川注：「ヒアリング」とは同日、消費者委員会で実施された消費者庁の原嶋消費生活情報課長からの「消費者教育推進会議の中間整理について」に関するヒアリングのことです）

河上委員長から消費者教育の充実について積極的な発言があったことは非常に心強く思っております。国会では消費者教育推進法の議員立法の動きがありますし、消費者庁では消費者教育推進会議が作られ、消費者教育推進のための体制整備、基本方針の策定などが検討されています。消費者委員会としてもこうした動きの中でどのような活動をするのがその推進に資することができるのか、学会員各位のお知恵を拝借しながら、精力的に活動したいと思っております。

第31回全国大会終わる

去る10月22-23日、「マイドームおおさか」を会場に、第31回全国大会が開催されました。関東支部からも多くの会員が参加し、基調講演やシンポジウムでは、消費者の今後の役割について活発な議論が交わされました。来年度は、倉敷市での開催が予定されております。

支部会費納入のお願い

皆さまには学会の会費（年間 10,000 円）に加え、支部会費として年間 3,000 円（学生 1,000 円）のご負担をいただいております。本年 10 月 1 日より 2012 年度となりましたので、2012 年度支部会費の納入をお願いいたします。振込用紙をこのニュースレターとともに同封しております（銀行振り込みには使えませんのでご了承ください）。請求書をご希望の方は事務局までお知らせください。

郵便局、銀行からの振り込みとも手数料はご負担いただいております。ご了承ください。

●銀行から振り込む場合●

銀行名：ゆうちょ銀行 支店名：〇一九（支店名が「ゼロイチキュウ」となります）

口座の種類：当座 口座番号：0608829

ご注意：学会本部への会費（年間 10,000 円）の振込みは先日、各会員に郵送されました『日本消費者教育学会会報』の綴じ込み振込み用紙にて学会本部にお支払いいただくようになっております。今回のご請求は関東支部会費（年間 3,000 円、学生 1,000 円）のみですので、ご注意ください。